

## 大規模な地震に係る防災及び減災対策について

平成 30 年経済産業省令第 61 号(平成 30 年(2018年)11 月 14 日公布。)の一部が令和元年(2019 年)9 月 1 日に施行され、危害予防規程に定めるべき事項(「大規模な地震に係る防災及び減災対策」)が追加されました。これに伴い、すべての第一種製造者は、既に届け出ている危害予防規程に次の事項の追加が必要です。

なお、経過措置として、改正省令施行前に危害予防規程を届け出ている事業所は、改正による項目の追加・届出について令和 2 年(2020 年)8 月 31 日までに行う必要があります。

### ○大規模な地震に係る防災及び減災対策(参考)

#### 1. 地震に対する基本方針、緊急時の体制の確立

事業所所在地周辺で発生が想定される主な大規模地震に関する情報を収集し、地震発生時における行動基準を策定する。また、事業所の緊急時の防災体制と役割等を定め、関係者に周知する。

#### 2. 緊急措置訓練、避難訓練等の実施

地震発生時における情報周知訓練、製造設備の緊急停止措置訓練、避難訓練、避難完了確認訓練、安否確認訓練を行う。また、関係事業所、行政機関(警察、消防)、近隣住民等との連携を想定した防災訓練、避難訓練を行う。

#### 3. 事業所内避難場所での食料・必需品の確保確認

事業所敷地内に避難場所を設けた場合の食糧や必需品の確保状況等を確認する。消費期限等に伴い食糧等を更新する。

#### 4. その他必要な教育訓練等の実施

2に示す訓練の他、次のような訓練を実施する。

- a) 事業所の被災状況の関係行政機関(警察、消防、自治体)への通報訓練
- b) 事業所の被災状況の近隣住民への情報周知訓練
- c) 地震や津波の終息後における製造施設の被害状況確認訓練
- d) 保安に係る設備等に関する作業手順及び当該設備等の機能が喪失した場合における措置

○お問い合わせ先

熊本市消防局予防部指導課危険物保安班

電話:096-363-7173

FAX:096-363-9622